



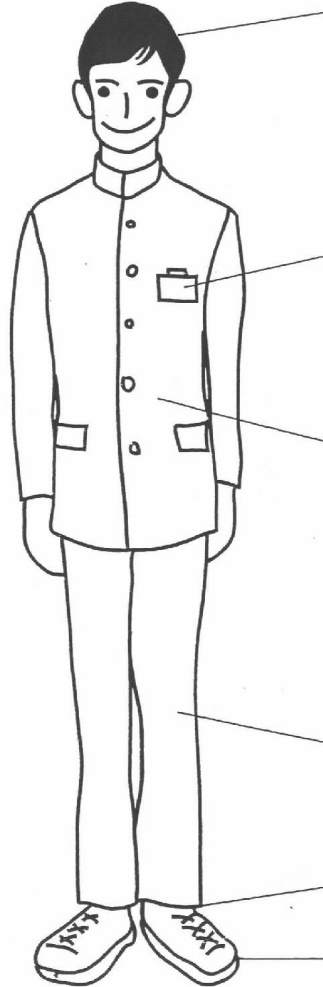
日被連標準マーク

服装・頭髪等についての規程

尾道市立因島南中学校

男子

女子



| | |
|---|--|
| <p>◎頭髪・・・前髪:目にかからない 横髪:耳にかかる程度まで 後髪:襟がかくれない</p> <p>※くくってはいけない ※自然な髪型とする(部分的に長くしたり短くしない)</p> | <p>◎頭髪・・・前髪:目にかからない 後ろ髪:肩までとする</p> <p>※髪が基準より長い場合は、ピンで留めるか、 派手でない物でくる(黒・紺色とする)</p> |
|---|--|

◎頭髪についての全生徒共通事項・・・整髪料は使用しない 自然な髪型(部分的に長くしたり、短くしたりしない)
脱色、染色、パーマ、剃りこみは禁止
アクセサリ類は禁止

◎名札・・・安全ピンで胸のポケットに付ける
装飾しないこと

◎装飾類は禁止(化粧、ピアス、マニキュア、ネックレス、ブレスレットなど)

| | |
|---|--|
| <p>◎制服 冬服・・・標準学生服(10月～5月) 下には白のカッターシャツ セーターは黒・紺とする(袖口・裾から出さない)</p> <p>夏服・・・白のカッターシャツ (6月～9月) ※カッターシャツはズボンの中に入れる</p> | <p>◎制服 冬服・・・学校指定の標準服(10月～5月) 下には白のカッターシャツかブラウス 棒タイをつける セーターは黒・紺とする(袖口・裾から出さない)</p> <p>夏服・・・白のカッターシャツかブラウス (6月～9月)※棒タイなし ※カッターシャツ等はスカートの中に入れる</p> |
|---|--|

◎肌着は白色とする(片手でかくれる程度のワンポイントは可 ハイネックのアンダーシャツは不可)

◎ベルト・・・黒色、紺色を着用する(装飾されたものは不可)

| | |
|---|---|
| <p>◎ズボン・・・標準マークの付いたもの ワンタックまでは可</p> | <p>◎スカート・・・プリーツスカート 丈は床にひざまずいて床につく程度とする</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>◎ソックス・・・白色(ワンポイント可) くるぶしが完全にかくれる長さ</p> | <p>◎ソックス・・・白色(ワンポイント可) くるぶしが完全にかくれる長さ ※ストッキングをはいても良い(防寒用:肌色)</p> |
|---|--|

◎通学靴・・・白色の紐付き運動靴(布製) ◎上履き・・・学校指定のもの ◎体育館シューズ・・・学校指定のもの

◎冬季の手袋・マフラーは許可する期間の登下校のみ着用する(※校舎内では着用しない)

